

竜王新町1区自治会規約

(名 称)

第1条 この会は、竜王新町1区（自治会）と称する。

(組 織)

第2条 本会は竜王新町1区内に居住、または事業所を有する者をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は区民の親睦・健康にして文化的な生活と福祉の向上を図り、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区の発展及び相互援助に関すること。
- 2 区の福祉に関すること。
- 3 区的环境整備に関すること。
- 4 その他目的達成に必要な事項。
- 5 簡易保険の保険料団体払込制度による、保険料払込団体の運営に関すること。

(役員及び委員)

第5条 本会は次の役員及び委員を置く。

- 1 役 員
区 長 1 名 副 区 長 2 名（1名は会計兼務）
会計監査員 2 名 相 談 役 若干名（区長経験者）
組 長 1 名（各組）
- 2 委 員
防災委員（副区長兼務） 副防災委員 環境委員、不法投棄監視委員
育成会会長、育成会副会長 2名、交通安全推進委員、スポーツ推進員、
スポーツ副推進員 2名

(役員及び委員の選出)

第6条 役員及び委員の選出は、次のとおりとする。

- 1 役員及び委員は、総会において選出する。
- 2 相談役は、区長が総会にはかり委嘱する。
- 3 組長は、組内において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

区長は、区を代表する。
副区長は、区長を補佐し、区長が事故等の時は、これを代理する。
会計監査委員は、区の会計一切を監査する。
委員は、各部門の事業を遂行し、かつ区の事業へも協力する。
組長は、組内を代表する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、次のとおりとする。

役員の仕事は、2年とする。

委員の任期は、それぞれさだめられた任期による。
組長の任期は、1年とする。

(会 議)

第9条 会議は、定期総会・臨時総会及び組長会並びに役員会とする。
定期総会は、毎年年度当初に開催する。
臨時総会は、必要に応じて開くものとする。
定例の組長役員会は、毎月26日に開催する。

(議 決)

第10条 議決は、出席者の過半数を以て成立するものとする。

(総会に付議する事項)

第11条 次の事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。
事業報告 会計報告 規約改正 役員改選 その他必要な事項

(経 費)

第12条 経費は、区費・補助金その他を以て充てる。
区費は総会において決定し、前期分（4月から9月まで）は5月26日に、後期分（10月
月から3月まで）は10月26日に納入する。
但し、中途入居者は月割り計算とする。
簡易保険の団体払込制度による割戻金。

(会計年度)

第13条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

申 合 せ 事 項

1 慶 弔

- (1) 区内住民に不幸が生じたときは、区費から香典として世帯主が5,000円とし、血縁の同居家族については3,000円とする。
- (2) 祝事については、前例にならい役員会で協議する。
- (3) 火災・台風等の災害見舞いについては、別に協議する。
- (4) 新盆の挨拶回りは、家に上がらないで挨拶（焼香）をする。

2 防犯灯の管理

組内の防犯灯（街路灯）の管理は、組長が行う。
但し、故障その他のときは組長がその旨を区長に連絡する。

3 河川清掃

町内一斉河川清掃のときは、全戸が出労して清掃にあたる。
清掃は、区が指定した組別の分担を、組長の指示にしたがって行う。
当日出労できない家庭は、出不足金2,000円を組長に納める。

4 防災テントの使用料は、一回2日で一張2,000円とする。

付 則

本規約及び申合せ事項は、平成11年4月1日から施行する。
平成15年4月5日 改訂
平成18年4月9日 改訂
平成20年4月12日 改訂